

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	政府統計情報の二次活用
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	行政が行う統計調査結果については、公表内容や提供対象が限られており民間部門などで十分に利活用されていない。また統計情報の提供方法は用紙やフレキシブルディスクカートリッジ、光ディスクなどに限られており入手コストがかかる。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	統計法第 34,35,36 条 統計法施行令第 13 条 統計法施行規則第 15 条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	行政が行う統計調査については、個表も含め個人情報保護に配慮した形で公表し、学術部門に限らず利用者自らがデータを利活用できるよう制約を緩和するべきである。個人情報保護に配慮しつつ、可能な限りロー・データに近い形で提供可能とすること、提供対象を学術部門に限定せず民間部門まで拡大すること、e-Stat の機能拡充により利用者がオンラインで分析を行えるようにすることにより、民間部門でのインテリジェンスが高まり、新規ビジネス検討等に役立てることができる。